

# タクシー利用 助成事業



## 対象者

- ❁ 要介護1以上の認定を受けている方
- ❁ 身体障害者手帳または精神福祉手帳の1・2級の交付を受けている方
- ❁ 療育手帳AまたはBの交付を受けている方
- ❁ 妊産婦(母子手帳交付日から出産予定日の1年後まで)

## 手続き

【役場(本庁舎・佐伯庁舎)】

- ①利用申請  
(3cm×4cmの顔写真・手帳等)
- ②チケット購入

利用者証提示



タクシー利用

## 利用時



【タクシー運転手へ】

- ③チケットで支払い  
(差額を現金等で支払う)

## 補助額

500円10枚綴り  
(5,000円分)



2,500円  
半額補助



有効期限  
年度末(3月末)  
まで

※購入制限があります(最大12セットまで)

## 事業者

【和気タクシー：0869-92-0148】 【陽だまり：0869-92-4801】

【いち助(じょ)：080-8420-8054】